

国指定大鳥朝日鳥獸保護区
大鳥朝日特別保護地区
指定計画書（案）

平成16年9月29日

環 境 省

1 保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

大鳥朝日特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

大鳥朝日鳥獣保護区のうち、山形県西村山郡西川町所在国有林山形森林管理署 86 林班、87 林班はからり及びイからニまでの各小班の区域、同県東田川郡朝日村所在国有林庄内森林管理署 114 林班いからへ及びイからホまでの各小班の区域、大鳥池の区域並びに新潟県岩船郡朝日村所在国有林下越森林管理署村上支署 93 から 95 まで、101 及び 102 の各林班、113 林班イ₂からイ₄及び口₁から口₃までの各小班、116 林班イ₂小班、117 林班イ₂、イ₃及び口₁から口₃までの各小班、119 から 121 まで、212 及び 213 の各林班の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 16 年 11 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日まで (10 年間)

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

特別保護地区の指定目的

大鳥朝日鳥獣保護区は、山形県及び新潟県にまたがる「朝日連峰」と呼ばれる山岳地帯に位置し、標高 300m から 1,800m の標高差を有し、ブナを主とする森林地帯からハイマツ低木林等が広がる高山帯まで多様な自然環境を有している。

このような自然環境を反映して、鳥類では、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 鳥類」(環境省編)に記載された絶滅危惧 B 類のイヌワシ及びクマタカ、絶滅危惧 類のオオタカ及びハヤブサの生息が確認されている。また、哺乳類では、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 哺乳類」(環境省編)に記載された準絶滅危惧のヤマメのほか、ニホンカモシカ、ニホンツキノワグマ等の生息が確認されている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、標高 500m から 1,200m 付近のブナを主とする森林地帯及び標高 1,200m から 1,800m 付近の稜線周辺部の風衝草原、雪田草原まではイヌワシの採餌の場又は休息の場として利用されている。

このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥類の保護を図るものである。

管理方針

- ・鳥獣のモニタリング調査等を通じて区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ・鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場巡視並びに関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 8,611 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野 8,575 ha

農耕地 - ha

水面 36 ha

その他 - ha

イ 所有者別内訳

国有地 8,575 ha

国有林	林野庁所管 8,575 ha	制限林 8,575 ha	保安林 8,329 ha
国有林以外の国有地	文部科学省所管 - ha		その他 246 ha
	- ha		

地方公共団体有地 - ha

私有地等 - ha

公有水面 36 ha

都道府県有地	- ha
	市町村有地等 - ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 ha

自然環境保全地域特別地区 - ha

自然環境保全地域普通地区 - ha

自然公園法による地域（磐梯朝日国立公園） 8,611 ha

特別保護地区 3,142 ha

特別地域 5,469 ha

普通地域 - ha

文化財保護法による地域 - ha

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、山形県西川町、朝日村及び新潟県朝日村にまたがる「朝日連峰」

と呼ばれる山岳地帯に位置する。

イ 地形、地質等

当該区域は、標高500mから1,800mの大朝日岳、以東岳を主峰とする山岳地帯に位置し、古生層の地殻の中に花崗岩を主体とするマグマの貫入があった後に隆起した地殻山地である。全般に偏東積雪という気象的影響を受け、尾根の東側面に連成する雪庇とその雪崩現象により、西緩東急の非対称地形を形成している。

ウ 植物相の概要

当該区域は、冷温帯に属し、標高1,200m付近まではブナを主とした落葉広葉樹林が分布しているが、雪崩地形の東斜面は高木がほとんど生育できずタニウツギ、ヒメヤシャブシ等の低木林となっている。

標高1,200mから1,400m付近のブナ帯上部は、亜高山帯と同じ高度帯であるが、いわゆる偽高山帯とよばれるミヤマナラ、ミネカエデ、ナナカマド等の落葉低木林を形成しており、標高1,600m以上の稜線周辺部は、偏東積雪という気象的影響による非対称地形を形成していることから、稜線の東側斜面には、好雪性としての雪田群落があり、稜線の頂部や西側斜面には、嫌雪的なハイマツ低木林のほか、風衝草原等が見られる。

エ 動物相の概要

当該区域は、区域の大半を占めるブナを主とする落葉広葉樹林を生息地として、イヌワシ、クマタカ、オオタカ、ハヤブサ等37科101種の鳥類が確認されているほか、ニホンカモシカ、ニホンツキノワグマ、ノウサギ等の哺乳類の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域での被害は生じていない。

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

特別保護地区用制札	26	本
特別保護地区用標柱	6	本
案内板	2	基